

監査公表第 6 号

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定により包括外部監査人が行った平成 19 年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県教育委員会委員長から通知があったので、同法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 21 年 2 月 6 日


福島県監査委員 小桧山善継
福島県監査委員 加藤 雅美
福島県監査委員 野崎 直実
福島県監査委員 高野 宏之

20 教社第 501 号

平成 20 年 12 月 15 日

福島県監査委員 小桧山善継
福島県監査委員 加藤 雅美
福島県監査委員 野崎 直実
福島県監査委員 高野 宏之

様

福島県教育委員会委員長 

平成 19 年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき通知します。

平成 19 年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

（県立図書館、美術館及び博物館について）

施設名	項目名	指摘事項の内容（要旨）	措置の状況
図書館	不要物品 (P12～13)	使用不可及び売払い不可の物品については、安全面及びコスト面から、早急に不用の決定を行い、廃棄すべきである。	館内における全ての物品の使用状況等の確認を行い、使用不可及び売払い不可の物品 19 点について不用の決定を行った。
	物品管理簿 (P13)	物品管理簿とそれに対応して備品に貼られる標識に、番号の相違するものがあるので、是正を要する。	物品管理簿と現物を照合し、相違のあったもの 340 点について、物品管理簿、標識の修正を行った。
	図書の廃棄手続 (P13～15)	福島県立図書館資料除籍要綱によれば、不明が確認されてか	除籍期限の到来した不明蔵書 1,372 冊について、要

		ら 5 年以上経過した書籍については除籍することになっているが、いまだ除籍されていないものがあるので、要綱を遵守すべきである。	綱に基づき除籍を行った。
美術館	チケット販売 (P24 ~ 25)	地方自治法施行令第 158 条の規定に基づき、チケットの販売を私人に委託しているが、同条第 2 項で定められている私人に委託した旨の告示、チケット売場での当該表示を設置していないので、是正を要する。	美術館の総合受付に、観覧料の徴収を業者に委託している旨の表示を設置するとともに、平成 20 年 5 月 2 日付けの県報において告示した。
	委託契約 (P25 ~ 26)	空調設備の保守点検業務契約は、開館以来、設備機器の内容を最も熟知していることを理由に、当該空調施設の施工業者と随意契約を締結していたが、設置者である県は、責任と自覚を持って県有施設を管理しなければならない、このケースにおいては、随意契約の理由は立たず、競争入札によって受託業者を選定すべきである。	平成 19 年度においては、契約方法を指名競争入札に改めた。
	行政財産の使用許可 (P29)	レストラン営業に係る行政財産の使用許可は、年間を通した許可であり、財務規則第 39 条第 1 号の規定に基づき、通常は 4 月末日を期限とすべきであるが、平成 18 年の 4 月末日は日曜日であり、同条ただし書きにより翌日の 5 月 1 日（月）を納期限としなければならなかったが、4 月 28 日（金）を納期限としていた。単純なミスとの説明があったが、その設定には慎重を期さなければならない。	納期限の設定については、今後、誤りのないよう十分に注意する。

博物館	<p>不用物品 (P36)</p>	<p>使用不可及び売り払い不可の物品を保有し続けている。</p>	<p>館内における全ての物品の使用状況等の確認を行い、指摘のあった 2 点を含め、使用不可及び売り払い不可の物品について不用の決定、廃棄処分を行った。</p>
	<p>物品管理簿 (P36)</p>	<p>取得金額が 100 万円以上である物品については、「物品（重要）登録一覧表」に掲載すべきであるが、「物品管理簿」（取得金額が 100 万円未満を対象）にも重複して掲載していた。</p>	<p>「物品（重要）登録一覧表」、「物品管理簿」及び現物の照合を行い、重複掲載のあった眼底カメラ 1 点について必要な修正を行った。</p>
	<p>観覧料免除 (P41 ~ 45)</p>	<p>観覧料免除申請書の提出期限については、福島県立博物館条例施行規則で観覧日の 3 日前と規定しているにかかわらず、博物館のホームページに掲載されていた免除申請書においては、提出期限を 1 週間前としていた。</p>	<p>平成 20 年 5 月 1 日より、「観覧料免除申請書」裏面の記載要領中の申請方法を「観覧日の 3 日前までに」と改め、条例施行規則と整合させた。</p>